

岩手県告示第 1011 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 10 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 本宮長田町線
- 2 供用開始の区間 盛岡市本宮字松幅 44 番 4 地先から中川町 1 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 17 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 18 年 10 月 31 日から同年 11 月 30 日まで